

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2022年7月15日

No. 1

退職手当規程の一部改正 の提案を受ける

本日、「退職手当規程の一部改正」についての提案を受けました。提案された内容は、以下の通りです。

1. 改正の趣旨

現行の退職手当規程では、諭旨解雇においても禁錮以上の刑に処せられた場合は、退職金を不支給としているが、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、禁固以上の刑に処せられた場合においても退職金の一部を支給することとする。

2. 改正する条文。

退職手当規程 現改比較表

【現行】	【改正】
第2章 第10条2項「禁錮以上の刑に処せられ退職した者」	第10条2項 <u>(削除)</u>
第11条1項「社員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、この限りではない。」	第11条1項 <u>(削除)</u>
2項「前項の定めは、退職した者に対し、まだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（当該退職手当の支給の基礎となる期間をいう。事項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関して起訴されたときについて準用する」	2項 <u>(削除)</u>
第12条「退職した者に対して退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、支給した退職手当の全部又は一部を返納させることがある。」	第12条「退職した者に対して退職手当の支給をした後において、その者が在職期間 <u>(当該退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。)</u> 中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、支給した退職手当の全部又は一部を返納させることがある。」

<p>第15条2項「就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、前項に基づき計算した額の80%の額とする。」</p> <p>第29条2項「禁錮以上の刑に処せられた者」</p> <p>第30条1項「社員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかった場合は、この限りではない。」</p> <p>第2項「前項定めは、退職した者に対し、まだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（当該退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。」</p> <p>第33条2項「就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、別表8③に定められた退職事由別ポイント単価を乗じて得た額とする。」</p>	<p>第15条2項「就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、<u>原則として前項に基づき計算した額の50%（禁固以上の刑に処せられた場合）または80%（左記以外の場合）の額とする。</u>」</p> <p>第29条2項 <u>（削除）</u></p> <p>第30条1項 <u>（削除）</u></p> <p>第2項 <u>（削除）</u></p> <p>第33条2項「就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、別表8③に定められた退職事由別ポイント単価を乗じて得た額とする。<u>なお、原則として禁錮以上の刑に処せられた場合は50%、それ以外の場合は80%の額とする。</u>」</p>
---	---

3. 実施時期

2022年7月1日から適用する。

今後は団体交渉を行ない、「退職手当規程の一部改正」について、会社と議論します。引き続き、働きやすい労働条件の改善をめざして労使協議を強化して職場と一体となった取り組みを展開します。

以上